

児童手当の制度が令和6年10月分（12月支給）より一部変更になります。

**申請が必要な場合と不要な場合があります。
必ず裏面の必要な手続きを御確認下さい。**

1. 変更内容

①支給対象年齢拡大

高校生年代（平成18年4月2日以降生まれ）までの児童がいる世帯が支給対象となります。

②所得制限撤廃

上記①に該当する世帯の全世帯が児童手当の支給対象となります。

③多子加算の拡充

第3子以降の児童は児童1人当たり支給額が一律3万円となります。

④算定児童の年齢拡充

算定児童として大学生年代（平成14年4月2日以降生まれ）までの子をカウントします。

⑤支給回数を年6回に変更

支払日は2月、4月、6月、8月、10月、12月の10日となります。

（10日が土・日・祝日にあたる場合は直前の営業日となります。）

また、令和6年12月の振込から支払通知書が廃止されます。通帳の記帳などにより振込をご確認ください。

2. 手当月額

| 児童の年齢 | 1人あたりの月額 | |
|------------|--------------------|--------------------|
| | 第1子・第2子 | 第3子以降 |
| 3歳未満 | 15,000円 | 30,000円 |
| 3歳以上～高校生年代 | 10,000円 | 30,000円 |
| 大学生年代 | なし（算定児童としてのカウントのみ） | なし（算定児童としてのカウントのみ） |

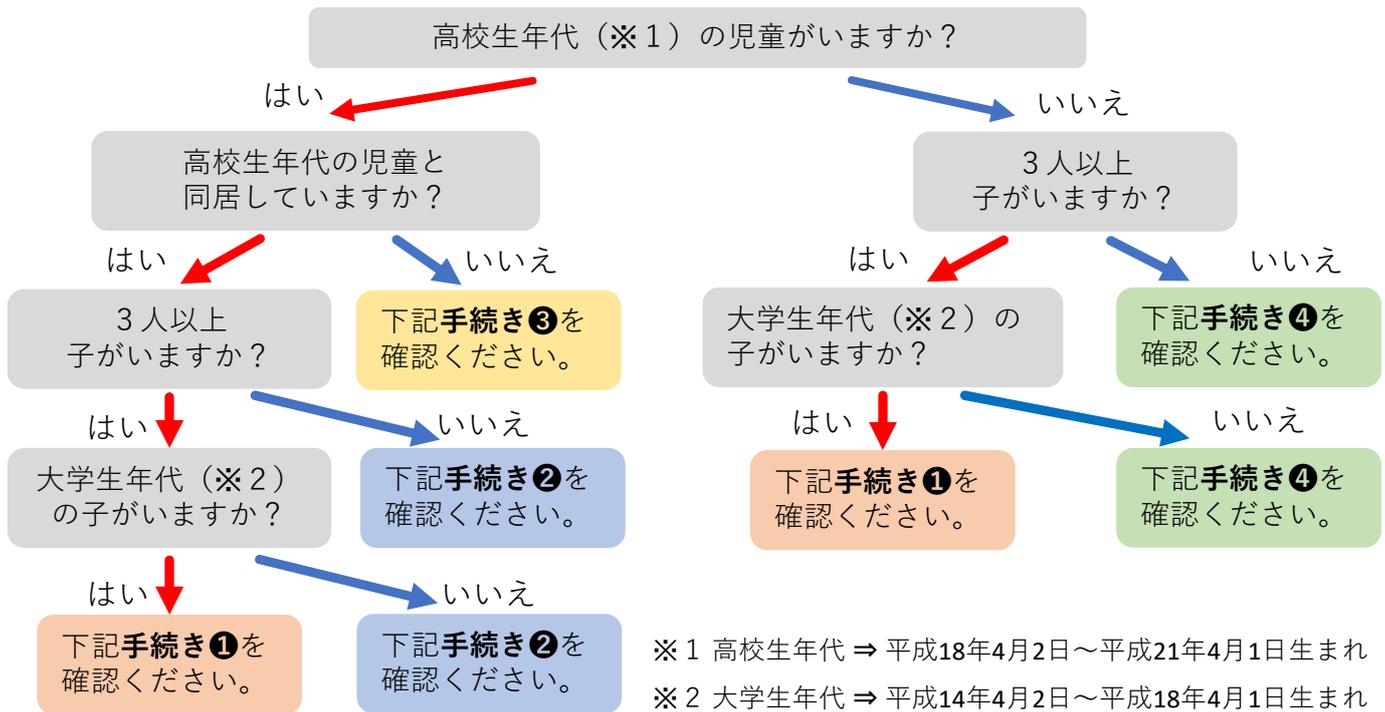
3. 申請期限

令和6年10月31日まで ※郵便の場合同日必着



なお、申請期限を過ぎても令和7年3月31日まで（必着）に申請があった場合は支給月は遅れますが、制度改正対応分については令和6年10月分から遡って支給します。令和7年4月1日以降の申請となる場合は申請月の翌月分からの支給となりますのでご注意ください。

4. 必要な手続き



5. 提出物・提出方法

【提出物】

▼手続き①

以下の書類を御提出ください。

- A) 監護相当・生計費の負担についての確認書
- B) 申請者（受給者）の本人確認書類（免許証やマイナンバーカード）の写し

▼手続き②

手続きは不要です。職権による増額改定を行います。

▼手続き③

岩沼市子ども福祉課（0223-23-0529）へ必ず御連絡下さい。
 監護等の具体的な状況を伺い、必要なお手続きを御案内します。

▼手続き④

手続きは不要です。特例給付を受給している場合または3人以上監護している場合は職権による増額改定を行います。

【提出方法】

下記担当課へ郵送 または
 岩沼市役所3階子ども福祉課窓口まで直接御提出ください。

〒989-2480 岩沼市桜一丁目6番20号
 岩沼市健康福祉部 子ども福祉課 家庭支援係
 電話 0223-23-0529